



宮 崎 県 公 報

平成30年3月30日(金曜日)号外 第18号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

○宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療業務課) 2
○宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 5
○公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則…………… (“) 11
○宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則… (“) 14

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第29号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(平成18年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監、 <u>開発企画監及び副参事</u> イ [略] (2) [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監及び副参事 イ [略] (2) [略]

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則(平成18年宮崎県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監、 <u>開発企画監、副参事及び課長補佐</u> イ [略] (2) [略]	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)により企業局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の副局長、技監、参事、課長、経営企画監、 <u>副参事及び課長補佐</u> イ [略] (2) [略]

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年宮崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>第16条～第18条 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">保</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>証</td><td>申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して責任を負います。</td></tr> <tr><td>人</td><td></td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 誓約書（様式第2号）</p> <p>2 医師修学資金貸与者推薦調書（様式第3号）</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>保証人を変更したいので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第6条の規定により、次のとおり承認を申請します。</p> <p>なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して<u>医師修学資金貸与条例</u>に基づく修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">貸与決定番号 第 号</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第11条関係）</p> <p>[略]</p>	保	[略]	証	申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して責任を負います。	人		<p style="text-align: center;">（業務従事の中断の申出）</p> <p>第16条 修学資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1項に規定する<u>育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間（以下この条において「業務従事中断期間」という。）が生じる場合には、速やかに、業務に従事することができない理由を証する書類を添えて、業務従事中断申出書（別記様式第15号）を知事に提出しなければならない。業務従事中断期間を変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による申出があったときは、<u>業務従事中断期間に該当するか否かを審査し、申出をした者に対し、これを通知するものとする。</u></p> <p>第17条～第19条 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">保</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>証</td><td>申請者が宮崎県医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けるときは、保証人は、同条例に従い、本人と連帯して修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。</td></tr> <tr><td>人</td><td></td></tr> </table> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1 誓約書（別記様式第2号）</p> <p>2 医師修学資金貸与者推薦調書（別記様式第3号）</p> <p>3・4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>保証人を変更したいので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり承認を申請します。</p> <p>なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して<u>宮崎県医師修学資金貸与条例</u>に基づく修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第6号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">貸与決定番号 第 号</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第11条関係）</p> <p>[略]</p>	保	[略]	証	申請者が宮崎県医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けるときは、保証人は、同条例に従い、本人と連帯して修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。	人	
保	[略]												
証	申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して責任を負います。												
人													
保	[略]												
証	申請者が宮崎県医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けるときは、保証人は、同条例に従い、本人と連帯して修学資金の返還及び利息の支払の債務を負担します。												
人													

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第8号（第11条関係）

[略]

修学資金の貸与を辞退したいので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第11号（第14条関係）

[略]

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

指定医療機関における業務を希望しますので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第14条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]

指定医療機関での業務を終了（中断）したいので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第14条の規定により、次のとおり申し出ます。

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]

添付書類

1 業務従事証明書（様式第14号）

2 [略]

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第8号（第11条関係）

[略]

修学資金の貸与を辞退したいので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第11号（第14条関係）

[略]

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名

指定医療機関における業務を希望しますので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第12号（第14条関係）

[略]

指定医療機関での業務を終了（中断）したいので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第14条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

[略]

様式第13号（第15条関係）

[略]

添付書類

1 業務従事証明書（別記様式第14号）

2 [略]

別記様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第15号 (第16条関係)

業務従事中断申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊟

下記のとおり、業務従事を中断しますので、宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

勤務先医療機関名	
業務に従事することができない理由	
業務に従事することができない期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 業務に従事することができない期間に変更が生じる場合には、必ず改めて申し出ること。
この場合において、「業務に従事することができない期間」には、変更後の業務に従事することができない全期間を記載すること。

添付書類 「業務に従事することができない理由」に記載した内容を証する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別記様式第1号の改正規定（「(様式第2号)」を「(別記様式第2号)」に、「(様式第3号)」を「(別記様式第3号)」に改める部分に限る。）、別記様式第4号の改正規定、別記様式第7号の改正規定、別記様式第8号の改正規定、別記様式第11号の改正規定（「第14条」を「第14条第1項」に改める部分に限る。）、別記様式第12号の改正規定及び別記様式第13号の改正規定は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則（平成20年宮崎県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専門研修)</p> <p>第2条 条例第1条の規則で定める研修は、<u>医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修とする。</u></p> <p><u>(条例第3条第1号の規則で定める者)</u></p> <p>第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 自治医科大学を卒業した者</p> <p>(2) 県以外の地方公共団体その他の団体から、宮崎県医師修学資金貸与条例（平成18年宮崎県条例第50号）に基づく修学資金又は医師研修資金と同種の資金の貸与を受けた者でその返還の債務の履行を終えていないもの及び医師研修資金と同種の資金の貸与を受けている者</p>	<p>宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例（平成20年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専門研修)</p> <p>第2条 条例第1条の規則で定める研修は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修</u></p> <p>(2) <u>一般社団法人日本専門医機構（以下この号において「機構」という。）が承認した小児科の専門研修プログラム整備基準に基づき基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラムのうち、当該専門研修プログラムを形成する研修施設群に県内の連携施設を含むもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる研修に準ずるものとして知事が適当と認める研修</u> <u>(指定医療機関)</u></p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、宮崎市、国富町及び綾町を除く市町村に所在する小児科とする。</p> <p><u>(業務従事期間)</u></p> <p>第4条 条例第2条第4号の業務従事期間は、指定医療機関において医師の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する</p>

（貸与の申請）

第4条 医師研修資金の貸与を受けようとする者は、医師研修資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（保証人）

第5条 条例第5条第1項の保証人（以下「保証人」という。）は、独立の生計を営み、医師研修資金の返還の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 医師研修資金の貸与を受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸与の決定）

第6条 知事は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、医師研修資金の貸与の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第7条 医師研修資金の貸与の決定を受けた者は、知事が定める日までに医師研修資金借用証書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（医師研修資金の交付）

第8条 医師研修資金は、毎月交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（変更事項等の届出）

第9条 医師研修資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書（別記様式第5号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 医師研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書（別記様式第5号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

（1） [略]

（2） 条例第9条第1号の規定による返還の免除を受ける前に、県内の小児科において医師の業務に従事しなくなったとき又は業務に従事している病院若しくは診療所を変更したとき。

（3） [略]

（貸与の停止の申出等）

第10条 医師研修資金の貸与を受けている者は、専門研修を休止したとき又は条例第6条第2項第1号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、医師研修資金貸与停止等申出書（別記様式第6号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 医師研修資金の貸与を受けている者は、医師研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、医師研修資金貸与辞退申出書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

3 医師研修資金の貸与を受けている者は、条例第6条第2項の規定により医師研修資金の貸与を行わないことになった場合におい

月までの月数を控除して計算するものとする。

（条例第3条第1号の規則で定める者）

第5条 条例第3条第1号の規則で定める者は、学校法人自治医科大学を卒業した者とする。

（貸与の申請）

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者は、研修資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）～（4） [略]

（保証人）

第7条 条例第5条第1項の保証人（以下「保証人」という。）は、独立の生計を営み、研修資金の返還の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 研修資金の貸与を受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸与の決定）

第8条 知事は、第6条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、研修資金の貸与の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第9条 研修資金の貸与の決定を受けた者は、知事が定める日までに研修資金借用証書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（研修資金の交付）

第10条 研修資金は、毎月交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（変更事項等の届出）

第11条 研修資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書（別記様式第5号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

（1）～（3） [略]

2 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

（1） [略]

（2） 条例第9条第1号の規定による返還の免除を受ける前に、指定医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき又は業務に従事している病院若しくは診療所を変更したとき。

（3） [略]

（貸与の停止の申出等）

第12条 研修資金の貸与を受けている者は、専門研修を休止したとき又は条例第6条第2項第1号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、研修資金貸与停止等申出書（別記様式第6号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 研修資金の貸与を受けている者は、研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、研修資金貸与辞退申出書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

3 研修資金の貸与を受けている者は、条例第6条第2項の規定により研修資金の貸与を行わないことになった場合において、既に

て、既に当該貸与を行わないことになった期間に係る医師研修資金を受領しているときは、当該医師研修資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(業務の従事の届出)

第11条 医師研修資金の貸与を受けている者は、貸与を受けた期間を満了した後、直ちに県内の小児科において医師の業務に従事しようとするときは、当該業務に従事しようとする日の1月前までに小児科勤務届出書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(返還の申出)

第12条 医師研修資金の貸与を受けた者は、条例第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、医師研修資金返還申出書(別記様式第9号)を当該各号に掲げる事由が生じた日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第13条 条例第8条の規定による医師研修資金の返還の猶予を受けようとする者は、医師研修資金返還猶予申請書(別記様式第10号)に当該猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、医師研修資金の返還の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還の免除の申請等)

第14条 条例第9条又は第10条の規定による医師研修資金の返還の免除を受けようとする者は、医師研修資金返還免除申請書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 知事は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、医師研修資金の返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(業務従事期間)

第15条 条例第9条第1号の業務従事期間は、県内の小児科において医師の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職(業務に起因するものを除く。以下同じ。)をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、医師研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

別記

様式第1号(第4条関係)

医師研修資金貸与申請書

[略]

医師研修資金の貸与を受けたいので、宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]
[略]

当該貸与を行わないことになった期間に係る研修資金を受領しているときは、当該研修資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(業務の従事の届出)

第13条 研修資金の貸与を受けている者は、指定医療機関において医師の業務に従事しようとするときは、当該業務に従事しようとする日の1月前までに小児科勤務届出書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(返還の申出)

第14条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、研修資金返還申出書(別記様式第9号)を当該各号に掲げる事由が生じた日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第15条 条例第8条の規定による研修資金の返還の猶予を受けようとする者は、研修資金返還猶予申請書(別記様式第10号)に当該猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、研修資金の返還の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還の免除の申請等)

第16条 条例第9条又は第10条の規定による研修資金の返還の免除を受けようとする者は、研修資金返還免除申請書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 知事は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、研修資金の返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(業務従事の中断の申出)

第17条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1号に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間(以下この条において「業務従事中断期間」という。)が生じる場合には、速やかに、業務に従事することができない理由を証する書類を添えて、業務従事中断申出書(別記様式第13号)を知事に提出しなければならない。業務従事中断期間を変更する場合も、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、業務従事中断期間に該当するか否かを審査し、申出をした者に対し、これを通知するものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

別記

様式第1号(第6条関係)

研修資金貸与申請書

[略]

研修資金の貸与を受けたいので、宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]
[略]

<p>保 証 人 <u>申請者が貸与を受ける医師研修資金については、本人と連帯して責任を負います。</u></p> <p>関係書類 1・2 [略] 3 専門研修を受けている病院又は診療所の開設者又は管理者の推薦調書（様式第2号） 4 [略] 様式第2号（第4条関係） [略] 下記の者は、宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第1条に規定する専門研修を受けており、<u>医師研修資金</u>の貸与を受ける者として適当と認められるので、推薦します。 [略] 様式第3号（第5条関係） [略] 保証人を変更したいので、宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり承認を申請します。 なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して<u>医師研修資金貸与条例</u>に基づく<u>医師研修資金</u>の返還の債務を負担します。 [略] 様式第4号（第7条関係） <u>医師研修資金借用証書</u> [略] 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例に基づき<u>医師研修資金</u>を次のとおり借用します。 なお、保証人は、同条例に従い貸与を受ける本人と連帯して<u>医師研修資金</u>の返還の債務を負担します。 [略] 様式第5号（第9条関係） [略] 貸与決定番号 第 号 届出者 住所 氏名 ㊦ 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。 [略] 様式第6号（第10条関係） <u>医師研修資金貸与停止等申出書</u> [略] 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。 [略] (注) 「届出内容」の欄は、該当する番号に○印を付け、期日を記入すること。 [略] 様式第7号（第10条関係） <u>医師研修資金貸与辞退申出書</u> [略] <u>医師研修資金</u>の貸与を辞退したいので、宮崎県小児科専門医師</p>	<p>保 証 人 <u>申請者が宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例に基づき研修資金の貸与を受けるときは、保証人は、同条例に従い、本人と連帯して研修資金の返還の債務を負担します。</u></p> <p>関係書類 1・2 [略] 3 専門研修を受けている病院又は診療所の開設者又は管理者の推薦調書（別記様式第2号） 4 [略] 様式第2号（第6条関係） [略] 下記の者は、宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第1条に規定する専門研修を受けており、<u>研修資金</u>の貸与を受ける者として適当と認められるので、推薦します。 [略] 様式第3号（第7条関係） [略] 保証人を変更したいので、宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり承認を申請します。 なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して<u>宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例</u>に基づく<u>研修資金</u>の返還の債務を負担します。 [略] 様式第4号（第9条関係） <u>研修資金借用証書</u> [略] 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例に基づき<u>研修資金</u>を次のとおり借用します。 なお、保証人は、同条例に従い、貸与を受ける本人と連帯して<u>研修資金</u>の返還の債務を負担します。 [略] 様式第5号（第11条関係） [略] 貸与決定番号 第 号 届出者 住所 氏名 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第11条第1項（第2項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。 [略] 様式第6号（第12条関係） <u>研修資金貸与停止等申出書</u> [略] 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。 [略] (注) 「申出内容」の欄は、該当する番号に○印を付け、期日を記入すること。 [略] 様式第7号（第12条関係） <u>研修資金貸与辞退申出書</u> [略] <u>研修資金</u>の貸与を辞退したいので、宮崎県小児科専門医師</p>
---	--

研修資金貸与条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第8号(第11条関係)

[略]

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊤

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第9号(第12条関係)

医師研修資金返還申出書

[略]

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第7条第1項の規定による医師研修資金の返還をしますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第10号(第13条関係)

医師研修資金返還猶予申請書

[略]

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第8条の規定による医師研修資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]

様式第11号(第14条関係)

医師研修資金返還免除申請書

[略]

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第9条(第10条)の規定による医師研修資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]

添付書類

- 1 業務従事証明書(様式第12号)
- 2 [略]

様式第12号(第14条関係)

[略]

別記様式第12号の次に次の1様式を加える。

金貸与条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第8号(第13条関係)

[略]

貸与決定番号 第 号

届出者 住所

氏名

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第9号(第14条関係)

研修資金返還申出書

[略]

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第7条第1項の規定により研修資金を返還をしますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

[略]

様式第10号(第15条関係)

研修資金返還猶予申請書

[略]

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第8条の規定による研修資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]

様式第11号(第16条関係)

研修資金返還免除申請書

[略]

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第9条(第10条第1項、第2項)の規定による研修資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

[略]

添付書類

- 1 業務従事証明書(別記様式第12号)
- 2 [略]

様式第12号(第16条関係)

[略]

様式第13号 (第17条関係)

業務従事中断申出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり、業務従事を中断しますので、宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

勤務先医療機関名	
業務に従事することができない理由	
業務に従事することができない期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 業務に従事することができない期間に変更が生じる場合には、必ず改めて申し出ること。
この場合において、「業務に従事することができない期間」には、変更後の業務に従事することができない全期間を記載すること。

添付書類 「業務に従事することができない理由」に記載した内容を証する書類

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定（「（別記様式第5号）」を削る部分に限る。）並びに別記様式第1号の改正規定（「（様式第2号）」を「（別記様式第2号）」に改める部分に限る。）、別記様式第9号の改正規定（「による医師研修資金の返還を」を「により研修資金を返還」に改める部分に限る。）及び別記様式第11号の改正規定（「（第10条）」を「（第10条第1項、第2項）」に、「（様式第12号）」を「（別記様式第12号）」に改める部分に限る。）並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例（平成30年宮崎県条例第13号。以下「改正条例」という。）による改正前の宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による研修資金の貸与を受けた者（この規則の施行の際、現に改正前の条例による研修資金の貸与を受けている者を含む。）については、この規則による改正後の宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第11条第2項第2号及び第13条の適用については、これらの規定中「指定医療機関」とあるのは「県内の小児科」とする。
- 3 改正条例附則第3項の規定による改正後の宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例第9条第1号及び第10条第2項の規定の適用については、この規則による改正前の宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則第15条の規定によるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成29年宮崎県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;">（監事の職務等）</p> <p>第2条 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第4項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>（1） 法人の役員及び職員</p> <p>（2） 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</p> <p>4 法第13条第4項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>（1） 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>（2） 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見</p> <p>（3） 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見</p> <p>（4） 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>（5） 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び</p>

<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第3条・第4条 [略]</p> <p>(中期計画の記載事項)</p> <p>第5条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>(2) 積立金の使途</p> <p>(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項</p> <p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第6条 法第27条第1項前段に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、同項に規定する認可中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。</p> <p>2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(各事業年度に係る業務の実績の報告)</p> <p>第7条 法人は、法第28条第1項の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該年度計画に係る事業年度の終了後3月以内に宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(中期目標に係る事業報告書の記載事項)</p> <p>第8条 法人は、法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書において、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。</p> <p>(中期目標に係る業務の実績の報告)</p> <p>第9条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。</p> <p>(財務諸表等)</p> <p>第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。</p> <p>2 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。</p>	<p>その理由</p> <p>(6) 監査報告を作成した日</p> <p>(監事の調査の対象となる書類)</p> <p>第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、法、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。</p> <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第4条 法第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>第5条・第6条 [略]</p> <p>(中期計画の記載事項)</p> <p>第7条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <p>(2) 積立金の使途</p> <p>(3) その他法人の業務運営に関し必要な事項</p> <p>(年度計画の記載事項等)</p> <p>第8条 法第27条第1項前段に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、同項に規定する認可中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。</p> <p>2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第10条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 法人に関する基礎的な情報として次に掲げるもの</p> <p>ア 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他法人の概要</p> <p>イ 事務所の所在地</p> <p>ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）</p> <p>エ 在学する学生の数</p>
--	---

- オ 役員の氏名、役職、任期及び経歴
- カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢
- キ 非常勤職員の数
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 次に掲げる財務情報
- ア 財務諸表に記載された事項の概要
- イ 重要な施設等の整備等の状況
- ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明として次に掲げるもの
- ア 財源の内訳
- イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- (5) その他事業に関する事項
(財務諸表等の閲覧期間)
- 第11条 法第34条第3項の規則で定める期間は、6年とする。
(会計監査人の職務等)
- 第12条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
- (1) 法人の役員（監事を除く。）及び職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 3 法第35条第1項の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 会計監査人の監査の方法及びその内容
- (2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項
- ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第3条第3項の規定に基づき地方独立行政法人に適用する会計の基準として総務大臣が公示する地方独立行政法人会計基準（以下この号において「地方独立行政法人会計基準」という。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
- イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
- ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
- (3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
- (4) 追記情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決

第11条・第12条 [略]

(納付金の納付の手續)

第13条 法人は、法第40条第6項の規定によりその残余の額を納付しなければならないときは、当該納付する額（以下「納付金」という。）の計算書に、残余を生じた事業年度が属する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、同条第2項の規定により添付した書類を重ねて提出することを要しない。

2 [略]

第14条・第15条 [略]

第16条～第18条 [略]

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県産科専門医研修資金貸与条例（平成30年宮崎県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門研修)

算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

4 前項第4号の追記情報は、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

第13条・第14条 [略]

(納付金の納付の手續)

第15条 法人は、法第40条第5項の規定によりその残余の額を納付しなければならないときは、当該納付する額（以下「納付金」という。）の計算書に、残余を生じた事業年度が属する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、同条第2項の規定により添付した書類を重ねて提出することを要しない。

2 [略]

第16条・第17条 [略]

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号に規定する内部組織は、理事、監事及び宮崎県立看護大学とする。

(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号の管理又は監督の地位は、法人の教育研究上の重要な組織の長、法人が定める職員の給与の支給の基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

(業務実績等報告書)

第20条 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

(1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第21条～第23条 [略]

第2条 条例第1条の規則で定める研修は、次のとおりとする。

- (1) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修
- (2) 一般社団法人日本専門医機構（以下この号において「機構」という。）が承認した産婦人科の専門研修プログラム整備基準に基づき県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラム
- (3) 前2号に掲げる研修に準ずるものとして、知事が適当と認める研修（指定医療機関）

第3条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、宮崎市、国富町及び綾町を除く市町村に所在し、分娩施設を有するものとする。（業務従事期間）

第4条 条例第2条第4号の業務従事期間は、指定医療機関において医師の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除して計算するものとする。

（条例第3条第1号の規則で定める者）

第5条 条例第3条第1号の規則で定める者は、学校法人自治医科大学を卒業した者とする。

（貸与の申請）

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者は、研修資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の写し
- (2) 医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し
- (3) 専門研修を受けている病院又は診療所の開設者又は管理者の推薦調書（別記様式第2号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（保証人）

第7条 条例第5条第1項の保証人（以下「保証人」という。）は、独立の生計を営み、研修資金の返還の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 研修資金の貸与を受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸与の決定）

第8条 知事は、第6条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、研修資金の貸与の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第9条 研修資金の貸与の決定を受けた者は、知事が定める日までに研修資金借用証書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（研修資金の交付）

第10条 研修資金は、毎月交付するものとする。ただし、知事が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（変更事項等の届出）

第11条 研修資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書（別記様式第5号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 専門研修を受ける病院又は診療所を変更したとき。
- (3) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

2 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 条例第9条第1号の規定による返還の免除を受ける前に、指定医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき又は業務に従事している病院若しくは診療所を変更したとき。
- (3) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

（貸与の停止の申出等）

第12条 研修資金の貸与を受けている者は、専門研修を休止したとき又は条例第6条第2項第1号若しくは第3号のいずれかに該当するときは、研修資金貸与停止等申出書（別記様式第6号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 研修資金の貸与を受けている者は、研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、研修資金貸与辞退申出書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

3 研修資金の貸与を受けている者は、条例第6条第2項の規定により研修資金の貸与を行わないことになった場合において、既に当該貸与を行わないことになった期間に係る研修資金を受領しているときは、当該研修資金を知事が定める日まで一括して返還しなければならない。

（業務の従事の届出）

第13条 研修資金の貸与を受けている者は、指定医療機関において医師の業務に従事しようとするときは、当該業務に従事しようとする日の1月前までに産科勤務届出書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（返還の申出）

第14条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、研修資金返還申出書（別記様式第9号）を当該各号に掲げる事由が生じた日から10日以内に知事に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請等）

第15条 条例第8条の規定による研修資金の返還の猶予を受けようとする者は、研修資金返還猶予申請書（別記様式第10号）に当該猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、研修資金の返還の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（返還の免除の申請等）

第16条 条例第9条又は第10条の規定による研修資金の返還の免除を受けようとする者は、研修資金返還免除申請書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）業務従事証明書（別記様式第12号）

（2）死亡又は退職の理由及びその年月日を証する書類

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、研修資金の返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（業務従事の中断の申出）

第17条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1号に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間（以下この条において「業務従事中断期間」という。）が生じる場合には、速やかに、業務に従事することができない理由を証する書類を添えて、業務従事中断申出書（別記様式第13号）を知事に提出しなければならない。業務従事中断期間を変更する場合も、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、業務従事中断期間に該当するか否かを審査し、申出をした者に対し、これを通知するものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記
様式第 1 号 (第 6 条関係)

研修資金貸与申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者氏名 ㊦

研修資金の貸与を受けたいので、宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申 請 者	ふりがな		性別	勤務先の名称	
	氏名		男・女		
	生年月日及び年齢	年 月 日生 (満 歳)			
	住所	〒			
	連絡先の電話番号	() ー			
産科専門研修 実施計画	病院又は診療所名		研修期間	備考	
貸与申請期間		年 月から 年 月まで			
保 証 人	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名		及び年齢	(満 歳)	
	住所	〒		申請者と の関係	
	電話番号	() ー			
	職業		年収	税込 円	
申請者が宮崎県産科専門医研修資金貸与条例に基づき研修資金の貸与を受けるときは、保証人は、同条例に従い、本人と連帯して研修資金の返還の債務を負担します。					

関係書類

- 1 医師免許証の写し
- 2 臨床研修修了登録証の写し
- 3 専門研修を受けている病院又は診療所の開設者又は管理者の推薦調書 (別記様式第 2 号)
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 6 条関係)

推 薦 調 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地
名 称
開設者又は管理者氏名

㊟

下記の者は、宮崎県産科専門医研修資金貸与条例第 1 条に規定する専門研修を受けており、研修資金の貸与を受ける者として適当と認められるので、推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
意 見	

様式第 3 号 (第 7 条関係)

保証人変更承認申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名 ㊦

保証人を変更したいので、宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり承認を申請します。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して宮崎県産科専門医研修資金貸与条例に基づく研修資金の返還の債務を負担します。

新 保 証 人	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名	㊦	及び年齢	(満 歳)	
	住 所	〒			申請者と の 関 係
	電 話 番 号	() ー			
	職 業		年 収	税込 円	
旧 保 証 人	ふりがな		生年月日	年 月 日	
	氏名	㊦	及び年齢	(満 歳)	
	住 所	〒			
	電 話 番 号	() ー			
変 更 の 事 由					
変 更 年 月 日		年 月 日			

様式第 4 号 (第 9 条関係)

研修資金借用証書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

本人 住所

氏名 ㊟

保証人 住所

氏名 ㊟

収入印紙
貼付欄

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例に基づき研修資金を次のとおり借用します。
なお、保証人は、同条例に従い、貸与を受ける本人と連帯して研修資金の返還の債務を負担します。

借 用 金 額	金 円	
内 訳		
月 額 15 万 円	期間	年 月から 年 月まで
	月数	月
	金額	金 円

様式第 5 号 (第 11 条関係)

変更事項等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

届出者 住所

氏名

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則第 11 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

届 出 事 項	
届出事項の発生年月日	年 月 日
届 出 内 容	

添付書類 「届出内容」の事実を証する書類

様式第 6 号（第12条関係）

研修資金貸与停止等申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所		
貸与を受けた者の氏名		
申 出 内 容	1 専門研修を休止した。	年 月 日から 年 月 日まで
	2 専門研修を中止した。	年 月 日
	3 本人が死亡した。	年 月 日
	4 その他 (内容を記載すること。)	年 月 日

(注) 「申出内容」の欄は、該当する番号に○印を付け、期日を記入すること。

添付書類 「申出内容」の事実を証する書類

様式第 7 号（第12条関係）

研修資金貸与辞退申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

研修資金の貸与を辞退したいので、宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸与を辞退する月	年 月分から
辞 退 の 理 由	

様式第 8 号 (第13条関係)

産科勤務届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

届出者 住所

氏名

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

業務従事期間	年 月 日から	年 月 日まで
従事する病院又は診療所名		

様式第 9 号 (第14条関係)

研修資金返還申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊟

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例第 7 条第 1 項の規定により研修資金を返還しますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
貸 与 総 額	金 円
返還免除となった額	金 円
返 還 の 総 額	金 円
返 還 理 由	

様式第10号（第15条関係）

研修資金返還猶予申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名 ㊦

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例第8条の規定による研修資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所	
貸与を受けた者の氏名	
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
貸 与 総 額	金 円
貸与総額のうち返還未済額	金 円
返還未済額のうち猶予を受けようとする額	金 円
猶予を受けようとする理由	

添付書類 「猶予を受けようとする理由」に記載した内容を証する書類

様式第11号 (第16条関係)

研修資金返還免除申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名 ㊟

宮崎県産科専門医研修資金貸与条例第9条(第10条第1項、第2項)の規定による研修資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者の住所		
貸与を受けた者の氏名		
貸 与 期 間	年 月	から 年 月
貸 与 総 額	金	円
貸与総額のうち返還未済額	金	円
返還未済額のうち免除を受けようとする額	金	円
業務に従事した病院又は診療所の名称及び期間	名称	
	期間	年 月 日から 年 月 日まで
休職の有無及びその期間	1 有 (年 月 日から 年 月 日まで)	
	2 無	
死亡又は退職の別及びその年月日	年 月 日 (死亡・退職)	

(注) 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

添付書類

- 1 業務従事証明書(別記様式第12号)
- 2 死亡又は退職の理由及びその年月日を証する書類

様式第12号 (第16条関係)

業務従事証明書

年 月 日

所在地

医療機関の名称

開設者又は管理者

㊦

次の者は、当医療機関において業務に従事していたことを証明します。

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
従事期間及び月数	年 月 日から 年 月 日まで (か月)
従事期間中に休職 又は停職があった ときはその期間、 月数及びその理由	<理由> 年 月 日から 年 月 日まで (か月)

様式第13号（第17条関係）

業務従事中断申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり、業務従事を中断しますので、宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

勤務先医療機関名	
業務に従事することができない理由	
業務に従事することができない期間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）業務に従事することができない期間に変更が生じる場合には、必ず改めて申し出ること。
この場合において、「業務に従事することができない期間」には、変更後の業務に従事することができない全期間を記載すること。

添付書類 「業務に従事することができない理由」に記載した内容を証する書類

